

弘前マイスター認定申込書

令和 年 月 日

弘前市長 様

次の者は、弘前マイスターとして資格を有するものと認められるので、弘前マイスター制度実施要綱第4条の規定により認定を申し込みます。

候補者の氏名	(※)
	(※)本人が手書きしない場合は、記名・押印してください。
該当する職業	
推薦者の名称	
所在地	〒
代表者	役職名 氏名 (※)
	(※)法人の場合は、記名・押印してください。 法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名・押印してください。
担当者	役職名 氏名
	連絡先 電話 () — FAX () — e-mail
推薦理由	

(フリガナ) 氏 名				(写真貼付) 裏面に氏名を 記入してくだ さい。			
生年月日		大 昭 年 月 日				歳	
現住所		〒 電話 () — F A X () — e-mail					
勤 務 先	名 称						
	所在地	〒 電話 () — F A X () — e-mail					
	所属・ 役職名						
最終学歴		(年 月卒・中)					
職 歴	職 歴 の 詳 細			在職期間		備 考	
	年	月		年	か月		
うち、応募した職業への従事期間の合計							
現在の 主な業務		現在、 の業務に1日 時間程度従事している。					
従事形態		1. 主に監督者として従事 2. 主に作業員として従事					

技能・技術水準に関する事項

資格	技能検定	職種 級 (年取得)		
	その他の資格	名称	実施主体	取得年
				年
<p>表彰・作品</p> <p>(内容を掲載した新聞、機関誌等があればコピーを添付してください)</p>				
<p>技能・技術が特に優れている点</p> <p>(できるだけ具体的に記述してください。書ききれない場合は、別紙を使ってください。)</p>				
<p>地域・業界への貢献度</p>				

弘前マイスター派遣等申込書

令和 年 月 日

弘 前 市 長 殿

申 込 者	団 体 名										
	代 表 者	住 所									
		氏 名									
		電話番号									
利用希望日		第1希望	令和	年	月	日（曜日）	時	分	～	時	分
		第2希望	令和	年	月	日（曜日）	時	分	～	時	分
		第3希望	令和	年	月	日（曜日）	時	分	～	時	分
会 場											
出席予定人数		人									
希望内容											

備考

1. 利用希望日の1か月前までに産業育成課の窓口提出してください。
郵便・ファックスで申し込むこともできます。
2. 実施後には報告書を提出いただきます。なお、お寄せいただいたご意見については、個人を特定できない形で公表させていただく場合があります。

弘前マイスター派遣等決定通知書

令和 年 月 日

（申込者）

様

弘前市長
（公印省略）

令和 年 月 日付けで申込みのありました弘前マイスター派遣等について、
次のとおり通知します。

申込みの 諾否	<input type="checkbox"/> 下記のとおり派遣いたします。 <input type="checkbox"/> 下記により派遣できません。
日 時	令和 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分
会 場	
派遣者氏名	
条 件	
派遣できな い理由	
備 考	

弘前マイスター派遣等報告書

令和 年 月 日

弘 前 市 長 殿

団 体 名

代 表 者 名

次のとおり弘前マイスター派遣等を利用しましたので報告します。

日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会 場	
参加人数	男 名 女 名 合計 名
派遣者氏名	
・ 弘前マイスター派遣等を利用しての感想	
・ 弘前マイスター派遣等に関する意見・要望	

報告書に記載されているご意見等は、市ホームページなどで個人を特定できない形で公表させていただく場合があります。

弘前マイスター異動等報告書

令和 年 月 日

弘前市長 殿

住 所
報告者
氏 名

提出書類の内容に異動等がありましたので、弘前マイスター制度実施要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

弘前マイスター氏名：

認定職業区分：

1. 異動内容	(1) 死亡 (2) 転廃業等 (3) 返上申出
2. 変更内容	(1) 氏名 (2) 現住所 (3) 勤務先

備考

- 1 報告者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、報告者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。